

議長を除く13名全員が一般質問するという議会になった。こうしたことが珍しいことではなくとも議会活性化の方向であると感じます。その分余計に、住民の気持ちに寄り添った分かりやすい質問にさらに努力したいと決意を新たにしています。(八尾)

次に、八尾君の発言を許します。

13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 13番、八尾春雄でございます。山田議員が教育長を攻めましたから、私は逆に町長を攻めたいと、こう思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

きょうは、6本準備をいたしました。答弁協力いただければ、少し短くできるかなと思いますので、頑張りますので、よろしく。

1番目でございます。台風21号、22号による被害と復旧から何を学び、今後どのように対処するのかの第2弾でございます。

昨年12月議会で、特に治水対策について質問したが、下記の事柄はどこまで進んでいるのか。

①実際には、3,000平方メートルを超える開発行為であるのに、二分割したり工事と工事の期間を1年間経過させて遊水池を免れる古寺の脱法行為に対する対応。

②大きな被害の出た大場地区への補償、対策、住民合意及び今後の方策。

③中地区の準工業地域周辺に計画している大規模な調整池。

④萱野地区の農機具被害に対する補償と支援。

⑤緊急通報システムの研究と実施はいつか。さらに故障している有線放送設備の修理は進んでいるのか。在来地の初寄りで話題になっております。

大きな2番目でございます。横峯公園の緑に関する話し合いについて。

住民の間で大きく意見が異なる問題については、慎重に進める必要があるのは当然だが、現に落ち葉の処理について、住民の側に被害が生じているのであるから、速やかに対応する部分もあるのではないかと。

①馬見北6丁目住民から公園樹木の落ち葉の問題で相談(現段階では抗議に近いものがある)があつてから町はどのように対応したのか、この3年間の動きを簡潔に示してほしい。

②公園の緑の存続を求める住民の心配にも配慮しながら、そうした認識のある住民にも容認できる範囲で、当面落ち葉の著しい樹木の剪定や伐採を部分的に進める緊急対応策はとれないのか。

③参加者の発言では、最高裁判例により町が住民負担を賠償することはできないと突っぱねたことが住民の怒りの根幹になっている。影響を受けているものがこの程度であれば問題ないというのではなく、影響を与えているものがこの程度であれば、受忍限度内であ

ると受忍を強制するのは考え方が逆転していると思わないのか。驚くべき発想であり愕然とした。

大きな**3番目**でございます。**近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするために。**

早速スロープの改修工事が始まっており町の努力に感謝したい。

①駅前の混雑緩和のためにどのようなことが想定できるか。香芝市との協議は進めているのか。

②マイカー停止エリアが余りに少ないことが大きな要因ではないか。拡張できないか。

③例えば、近鉄学園前駅では朝の一定時間には南下して駅に到達する一方通行が実施されている（駅から北上することはできない）。他の駅前で行われている規制等は把握したか。

④駅の利用者の声を集約するためにどのような検討をしているのか。

大きな**4番目**でございます。**教員の長時間労働について。**

役場職員のみならず教員の長時間勤務についても大きな課題となっている。

①教員の労務管理者は学校長か、教育長か、どのように管理しているのか。

②早朝の登校指導、休憩時間、部活、研究指定校、受験指導などで適切な労働時間管理はなされているのか。

③クーラー設置で教室の気温のコントロールが可能になったことにより、夏休み期間の短縮が検討されている。今はもう決定されたそうですが、そのように文章では表示をしております。通常月では難しい施設管理のメンテナンスや教員の研修などに充当させてきた期間が短縮される構造になる。どのように検討しているのか。

**5番目**でございます。**中央公民館建てかえに関する請願について。**

公共施設等総合管理計画で施設の建てかえ時期2033年に合わせて用途を廃止すると明記していた中央公民館について、昨年12月に建てかえの請願が出され、議会は全会一致でこれを採択した。町長は来年度、本格的な検討を行うとしている。

①住民の合意もないのに町長が決定し、国にこの計画を送るなどとする事自体が間違いであったとの認識はあるのか。議会は第4次広陵町総合計画において、この公共施設等総合管理計画を一旦承認したが、この請願によって対応の修正を図ったことになる。

他の公共施設について、署名活動がないと縮減をストップさせないつもりか。

大きな**6番目**でございます。**真美ヶ丘池の整備について。**

綿の飛ぶ時期となってきた。先日の馬見北3丁目住民懇談会では、県が年1回しか剪定を実施しないと報告されており、落胆の雰囲気も広がっている。

①県とはどのような交渉をこれまで行ってきたのか。

②県の管理が不十分であった場合に、町費負担ではできないか。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹井由明君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

**1 番目、台風 2 1 号、2 2 号被害を踏まえた治水対策等の進捗状況についてのお尋ねでございます。**

一つ目の古寺地区で開発面積を 3, 0 0 0 平方メートル未満として申請された開発行為につきましても、地元から雨水流出抑制の要望があると聞いておりましたので、開発事前協議の段階で、業者に雨水流出の抑制について指導しており、開発区域内の区画道路の舗装は全て透水性舗装とし、宅地雨水については、透水性の雨水枡を設置するとの回答書を得ていますが、既設道路の雨水排水経路等について地元調整未了があり事前協議の完了には至っておりません。

二つ目の大場地区の被害に対する補償や対策については、浸水被害に遭われた住宅及び事業所並びに農地等に対する町費による補償制度はございませんので、それぞれ加入されている損害保険にて対応していただきました。一部の市町では住宅の浸水等の被害を受けられた方に見舞金を贈る制度がございますので、町としても検討してまいりたいと考えております。

床上浸水被害となりました公民館につきましても、広陵町集会所等修繕費に係る補助金交付要綱に基づき、床上浸水による床材や畳・障子の改修、エアコンの取りかえ工事に係る金額 1 9 6 万 8, 7 5 3 円（全額）を町から補助させていただきました。（その 5 0 % が全国自治協会の建物災害共済金として、町に交付されません。）大場区長からは、浸水被害に対応できる 2 階建てもしくは 3 階建ての公民館の再建要望書をいただいております。あわせて公民館敷地内にある防災倉庫の移転についても協議させていただくこととしております。

また、大場区の治水対策として広瀬川の河川改修工事が行われていますが、台風当時は、排水樋門が葛城川から曾我川に改修変更されたばかりで、撤去されずに残っていた葛城川の樋門の方が遅くまで排水が可能であったことから、葛城川への排水機能を残すように地元から県に要望され、現在施工中の工事で排水管が敷設されることとなりました。

三つ目の中地区の準工業地域周辺に計画している調整池についてですが、中地区の準工業地域内の農地は、周辺の土地より 1 メートル以上低いため、古寺川の逆流防止樋門が閉まった際に内水を貯留する遊水地機能を持っており、毎年のように内水湛水が発生しています。この農地を造成するにおいては、別途この遊水機能を確保しないと周辺に被害範囲が拡大することから、箸尾準工業地域への企業誘致事業の一環として、調整池を計画しております。調整池の規模は、農地の遊水機能分の確保が必要ですので、貯水量は約 3 万立方メートル程度と想定していますが、平成 3 1 年度からの補助事業採択に向けて、平成 3 0 年度に基本計画の検討を行う予定です。

四つ目の萱野地区の農機具被害に対する補償と支援についてですが、萱野地区を含め町内で農機具が冠水するなどの被害がありましたが、町として支援する制度はありません。風水害による農機具被害に対する補償については、農機具損害共済等がありますが、共済に加入している農家のみ適用されます。共済組合に確認したところ、広陵町の方からの相談は 2 件あったそうですが、共済に加入されておらず補償対象ではなかったとのことでした。

五つ目の緊急通報システムの研究と実施については、現在、防災無線の内容を電話で確認できる「電話応答システム」を、4月から開始できるよう整備しております。あわせて、大字の有線放送設備との連動方法や戸別受信機の貸与などの個別対応と、スマートフォン防災アプリによるプッシュ型通知についても研究を進めており、平成30年度中には結論を出せるよう努めてまいります。

次に、有線放送設備につきましては、例年、次年度の予算要求時期に、区長・自治会長の皆様に設備設置事業実施の有無について、お尋ねの文書をお渡ししています。緊急の事例につきましては、予算内で随時対応しておりますが、事業規模が大きい場合は、区長・自治会長と十分協議させていただき、合意の上、次年度に予算計上とする場合もありますので申し添えます。

## **2番目、横峯公園の緑に関する話し合いについてでございます。**

一つ目の横峯公園の落ち葉に関しての町の動きについては、平成12年度に馬見北6丁目自治会の要望を受け、繁茂した落葉樹林に対し落ち葉対策のための強い剪定を実施したところ、自治会から緑の風景が変わるような剪定は望まない、剪定箇所には植樹し、今後は樹木の剪定はやめてほしいとの要望があったため、常緑樹の植樹をしております。その後、平成23年には、自治会長及び近隣班の班長と住民の方々から落ち葉対策の要望を受け、公園の東面では部分的に混み過ぎた落葉樹の間引き伐採、南面では道路に覆いかぶさるまで成長した樹木の伐採を行いました。この伐採に対しても、町に対し多数の苦情が寄せられました。

近年は、大規模な剪定の要望はありませんでしたが、平成28年1月の馬見北1丁目の地区懇談会で、「横峯公園の混み過ぎた樹木は防犯上問題、見通しよく樹木の剪定を願う」との要望があり、真美ヶ丘第二小学校のPTAや教育委員会等と現場を確認し、見通し確保のための下枝や、低木の剪定を継続的に実施しております。また平成28年12月には、馬見北6丁目から落ち葉対策を含む樹木管理の要望が出されました。これまでの経緯から、落ち葉対策を含めた剪定・伐採の要望と緑の存続要望を調整した樹木管理を行うには、住民主体の計画づくりが必要であり、ワークショップ形式の検討を提案しております。

二つ目の緑の存続を求める住民が容認できる範囲の部分的な剪定や伐採による緊急対応策は行えないのかとの問いですが、平成28年1月から始めた防犯のための下枝や低木の剪定においても、一切剪定は行うべからずといった苦情を受けるなどトラブルが発生しており、行政だけの判断で剪定や伐採を行うことは難しいと判断しております。このため、主張や思いの違う方々の意見反映し、住民合意による植栽管理計画を作成するため、本年2月に第1回のワークショップを開催したところです。今後は、第1回で出た意見を踏まえて、参加者が自由に意見を出せるたたき台の案として、落ち葉対策の剪定・伐採を含めた緑の管理計画（案）を複数作成し、前向きな議論ができるワークショップの運営に努める予定です。

緊急的な落ち葉対策に関しては、管理計画の検討の中で、平成30年度に試験実施が行

えるよう調整したいと考えております。

三つ目の判例の提示を行ったことについては、自治会には、町が個人住宅の雨どいの管理に負担をすることは、相当の理由がない限りできないため、落ち葉対策として、樹木の剪定・伐採ができるよう住民同士の合意形成に向けた調整をお願いしておりました。しかしながら、自治会から落ち葉対策として雨どいの掃除が簡単な解決策なのに、なぜ町が負担できないのか、法的な根拠を示してほしいと、強い要望を受けたため、このような判例がありますと回答したものです。

**3番目の近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするためにという御質問でございます。**

昨年12月議会でもお答えしたとおり、近鉄五位堂駅前については、香芝市道でありますので、第一義的には香芝市において検討されるべきものと理解しております。

現状について香芝市に伺ったところ、混雑時に車の列が大外に一重、歩道側に二重となり、その間をバスが曲がれないため乗降場所までたどり着けないなど、主として公共交通機関の運行について支障が出ていることを問題視しているとのこととあります。その上で、一つ目の駅前の混雑緩和については、関係機関との協議中であるとのことですが、平成30年度から駅前広場の改修を計画されていると伺っております。

二つ目のマイカー停止エリアの拡張につきましては、渋滞解消を図るために効果的な改修となるよう現在計画中であるとのこととあります。

三つ目の近鉄学園前駅など、他の駅前で行われている規制等を把握したのかとのことですが、香芝市では近鉄五位堂駅への進入規制も検討されたようですが、現在の駅前広場の利用形態を考慮すると、具体的には難しく、手前交差点でのUターンなど弊害も考えられるとのこととあります。

最後に、駅の利用者の声を集約するための検討ではありますが、香芝市としては、駅前へのマイカー乗り入れ自粛について、広報等を通じて啓発を行っていくことも検討されており、本町も要請があれば協力してまいりたいと考えます。

**4番目は、教育長がお答え申し上げます。**

**5番目の中央公民館建てかえに関する請願についてでございます。**

公共施設等総合管理計画での中央公民館の基本方針としましては、施設の建てかえ時期（2033年）に合わせて用途廃止し、他施設との複合化について検討すると明記しております。このことから施設の機能そのものを廃止するのではなく、地域の特性に見合ったもので、さらなる利便性及び快適性の向上を目指し、町の財政面をも考慮した上で、単独の施設設置ではなく、複数の機能をあわせ持った施設として整備をさせていただくというものであります。

議員御質問の住民の合意についてでございますが、このことにつきましては、住民への周知及び意見の把握を目的として、計画策定前の平成28年3月に、パブリックコメントを実施させていただき、町の公共施設及びホームページにおいて計画素案の閲覧等を実施させていただきました。その際に、単に素案の掲示だけでは伝わりにくいということもあ

り、計画の概要をわかりやすくポスターにして、公共施設への掲示もさせていただきました。

次に、他の公共施設について署名活動がないと縮減をストップさせないつもりかということについてでございますが、平成30年度から町の公共施設の再配置基本計画を策定する予定をしております。その際に、町の基本方針をお示しし、住民とのワークショップによって、今後の町の公共施設全般のあり方について、議論をさせていただくこととしており、その結果、総合管理計画で掲げた基本方針から整備方針が変更となることもあり得ると認識しているところです。しかしながら、現在の公共施設をそのまま維持し続けるには、今後40年間で最低でも426億円必要となり、インフラ施設もあわせると1,063億円となります。人口減少が予測されている本町においても、他の自治体同様、大変厳しいものであるということは、更新コストの見通しからも明白となっており、将来的には多かれ少なかれ、施設の統廃合というものは、避けては通れない状況であると考えております。

#### **6番目、真美ヶ丘池の整備についての御質問でございます。**

佐味田川流域調節池は、土地区画整理事業施行時に佐味田川改修完了までの暫定調整池として設置され、県が佐味田川の治水施設として恒久施設化したもので、緑を残してほしいとの地域の要望を踏まえ、草木の生えない沈砂池の中央部分に島を設けて樹木の植栽などの整備が行われました。完成後20年以上が経過し、草木が繁茂する状況になっていません。

一つ目の調節池の環境整備に関する県との交渉状況につきましては、高田土木事務所には、機会あるたびに要望を行っており、平成29年8月には、マルバヤナギの伐採を含め、周辺環境に配慮して草刈りの年2回の実施も要望したところであります。

二つ目の県の管理が不十分であった場合に、町が費用負担できないかとの御質問につきましては、町では、町管理の街路や公園、緑地などに関しまして、植栽管理の要望を多数いただいておりますが、十分に対応できていないのが現状であります。このため、佐味田川調節池については、県が河川管理施設として多自然型整備を進められたものであり、その趣旨を踏まえて適正に管理していただく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

○議長（笹井由明君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員の教員の長時間労働についての質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目にお尋ねの件について、文部科学省は、教員の勤務時間管理について「学校の組織的運営を行っていく上で、校長や副校長・教頭などが教職員の勤務の状況を把握することは、その当然の前提となるものである。また、公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制が適用されている以上、校長などは、部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有している」としています。そのため、町内の小・中学校において

は、学校長が出勤簿等を管理し、月末集計したものを町や県に提出しています。教育委員会としては、校長会などの機会を捉えて教員の働き方改革について触れるとともに、自己管理による管理職への報告や管理職の目視による記録の徹底について指示伝達しているところ です。

次に、二つ目の質問ですが、管理職である学校長は、常に教員に対して業務時間の短縮を促しており、早朝から勤務している場合には、早く帰るように指導を行っています。しかしながら、議員御指摘のとおり、教員の業務量は膨大で多岐にわたるため、労働時間管理が徹底されていない実情があります。出退勤時間の管理を初め、今後も教員の適正な勤務時間の調整を促していく所存です。

最後に三つ目の質問の夏期休業期間の短縮については、平成30年度から実施することを決定し、3月広報や保護者にその旨を周知したところ です。議員御指摘のとおり、夏期休業期間が一週間短くなることで、施設のメンテナンスなどを行う期間も短縮されること になりますが、業者へ依頼する時期の調整などで対応は可能と考えています。

また、教員の研修についても短縮期間の5日間は、半日授業ですので、午後から研修時間 に割り振ることで、特段の支障が生じることはないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（笹井由明君） これよりは、自席で再質問願います。

13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

台風のこともなんですけれども、いろいろと使える制度を最大限に使って、被害をどうや って小さくするのかということ而努力していただいているように思います。ありがとうございます。その上で、制度自体が改善されまして、こういう緊急事態には、ふだんの生活 がすぐに回復できるようにということが最も大きなことだと思うんですが、ここで申し上げなければいけないのは、この3,000平方メートルを超える開発行為が実際には脱法 行為で二つに分割されてということがありましたので、地元の農業を営んでいる方から申 し入れも私預かりまして、町にお届けをしております。今井光子県会議員にも相談を持ち かけたところ、それは重要なことだから、八尾議員ちょっとつき合ってくださいというの で町内のそういう開発地域をぐるぐる回りまして、資料請求もいたしまして、先日3月2 日の代表質問で広陵町において特区の開発ということが進んで、3,000平方メートル に満たないようにして、設置を必要としないようなそういう抜け穴的な開発状況を確認し たということを県議会で追及しております。県知事もそれなりに受けとめておられるよう でございます。今回は、堤防が切れなかったからまだマシだったのかもしれませんが。しか しそんなことを言ったら、被害に遭われた方に大変申しわけないことになる。被害は被害 で大変だったわけですから。だからそういうふうにならないように、どう努力するのかと。 そういう意味で、今回平成30年度の予算案で町の対応策なども見ますと、今は県が言っ ている流す対策というよりはむしろための対策のほうを重視をして段どりをしようという

ふうに見えているんですけども、その認識で間違いありませんか。

○議長（笹井由明君） 中川理事！

○理事（中川 保君） 議員のおっしゃるようにための対策というのが、広陵町の目標数量に対しておこなってございますので、今、水田貯留などための対策を進めていきたいと考えております。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） それから議会だよりでも場所が大体特定できるような書き方を私しましたから、それなりに注目をされている古寺の開発ですけども、これはまだ事前協議が調っていないと、終わっていないんだと、こういう言い方をされています。この後どうしますか。

○議長（笹井由明君） 中川理事！

○理事（中川 保君） 今残っている課題としましては、道路の排水が高低差の非常に少ないフラットの地形の中での開発なので、うまく新たにつくられる区画道路の水はけが悪いということで、当方のほうからどうするんだということで確認させていただいて、その排水経路、流末について地元とうまく調整できない状況が続いているようなので、その部分が解決するのを確認しないとちょっとできないという状況ではございます。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 今回の議会に町長から農業委員の報酬を引き上げる提案もなされております。何を期待して引き上げようというふうに考えておられるのか、また常任委員会のときでもお尋ねをしますけれども、こういう安心安全の最低限のところについて、農業委員だとか、あるいは実行組合だとか、関係者がよく調整をすると。その中で農業委員の方が公選制から任命制に変わりましたけれども、しかるべき役割を果たすということが大事なのではないかというふうに思っております。私、萱野に事務所があるものですから、区長から、八尾議員、ちょっと初寄りに出てきなさいと、発言権は認めないが、村の人がどんなことを心配しているのか勉強するように、こういうことでお話がありました。通報があつた台風のときに、老人会長のところに行ったんですね、最初だったか、順番はわかりませんが、困るんですって、手足がないから。だから書いているように、どのように人づてで連絡が行ったらいいのか、緊急通報システムでいったらいいのか、とにかくその350件の家に速やかに連絡が入ることがないと、もう村はもたないということを区長さんが言っておられるわけです。書いていただいていますから、林田さん、どんな段どりになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（笹井由明君） 林田危機管理監！

○危機管理監（林田哲男君） 通常は、防災無線、エリアメール、そういったところで周知をさせていただくことになります。この10月の台風21号のときは、防災無線を使用せずに広報車で巡回する、そしてエリアメールを使う、それで周知させていただくとともに、町長のほうから各区長様のほうに電話を入れていただいて、公民館をあけてくれるな



りのいうふうなお願いもさせていただいたところでございます。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） ありがとうございます。個々の住民の方から個別に私もまだ御相談いただいていることもあるものですから、また個別にお願いして、対応したいと思えますので、御協力よろしく申し上げます。

**二つ目の横峯公園の緑のことについてお尋ねをいたします。**

真美ヶ丘ニュータウンには、それぞれの丁目に大体児童公園というのがあるんですが、横峯公園は近隣公園といいまして、丁目をまたいだ、それなりに大きなサイズの公園でございます。その周辺の住宅に落ち葉がといのところにたまりまして、困るというお話でございます。それぞれの丁目に設置した公園であれば、その該当自治会で相談をしてやりとりをするわけですが、近隣公園ですから、周辺の自治会、周辺の住民の方に御意見を承って相談する以外に道がないということで、今回思い切って、こういう検討会というのをされたんだろうと、こういうことで私自身は大変前向きに考えたいと思うところがあります。ところが会議の冒頭、これまでいろいろ何とかしてほしいということで町に申し入れをされた方が激しい言葉で抗議をされておりました。抗議が激しいからといって、そうですか、わかりましたと、じゃああなたのいうふうにしましょうというふうに言ったのでは、今度は逆に緑を求めて真美ヶ丘ニュータウンに住んでいるのに、私の意見は聞いてくれないのかということで、かえって住民の間に分断を持ち込むということに、意図はともかく、結果的に分断を持ち込むことになりかねない。これは民主主義の学校でございます。まどろっこしいかもしれませんが、町の職員も耐えていただいて、いろんな意見が出ると思いますが、最終的な結論までまとめていただく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけです。その上でお尋ねしますが、当座、ここもあるんですか、一切切ってはならぬという伐採をしてはならぬという強硬論があったので無理ができなかったんだと、事実を報告していただいたのか、言いわけをしていただいたのかわかりませんが、それは少し言い過ぎだろうということがわかる範囲内で、10本の落ち葉が激しい樹木が10本あるんだとしたら、2本だけちょっと枝を刈ってみましょうかということぐらいやられて、それで緑を求める方々の中でも、これぐらいであれば考えてもいいけれども、もしこれ以上やるのであれば、周辺の方々に集まっていただいて、相談をする機会がなければいかんのじゃないかと思うけれども、どうだろうかと、こういう町と住民のとの間でやりとりをする。あるいは住民間でもやりとりをする。私は5丁目におりますが、5丁目のかつての自治会長もこの集まりの中に参加しておられまして、「八尾議員、この話、君聞いていたかね」というふうに言われました。私は聞いておりませんが、自治会長も聞いていないわけです。だから、6丁目の方で被害をこうむっているという認識のある方が近隣の住民の方々におれのところ、こういうことで困っているんやと、ちょっと相談に乗ってくれんやろかというような対応は、特にされていないのだろうなと思いつつながら、こういうときには、時間がかかっては遅いと、スピード感を持ってというふ

うに、その方は言うておられましたけれども、それなりにやっぱり十分に時間をとって、対応していただく必要がある。そのやり方について、私の認識として間違いありませんかどうか、そのことだけ確認しておきます。

○議長（笹井由明君） 中川理事！

○理事（中川 保君） 横峯公園につきましては、皆様に非常に愛されている公園でして、植樹に対して、緑に対して非常に楽しまれている方、それから今、近隣では困られる方、それが双方の意見が違うというのは事実で、八尾議員のおっしゃるとおりでございます。それを解決するために、困られている方の解決のために町が動くと、何やっているねんというふうに怒られるので、そこはやっぱり町も皆さんの意見を聞きながら、行政をやっていきますという方針を示していますので、皆様とともに計画づくり、住民主体の計画づくりというのを進めたいんですけれども、ただ、我々もやり始めたばかりで、この間の1回目のときは、これほど意見が先鋭的に出ている案件について、ワークショップでやっているのは、非常にテクニックが要するというか、手段として、進め方としてもっと上手にやっていかなあかなということ、そういう意味でもコンサルタントに発注して、進めさせていただいています、樹木の状況もつぶさにコンサルに調べさせて、その成長度合い、樹種による成長度合いとかも考えながら、今、緑の計画案というのはつくらせてもらっているのは事実なんです。ただ、それを先にぼんと出して、住民の意見を聞きますと言っても何やそれという、アライづくりかと言われる可能性もありますので、まずは意見を聞くという場面で1回目やらせていただいたと。その中でいろいろ、確かにいろいろ紛糾はしましたけれども、いろんな意見をいただいたので、それを反映した複数案をつくって、皆さんで自由に意見を言える場面をつくって、できることならこの秋ぐらいには、試験施行に持っていきたいなというふうに考えているというところです。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 中川理事おっしゃるとおりだと思います。強硬論もあるけれども、それにちょっとたしなめるような発言をされた住民の方もおられましたから、その地域では、やっぱり話し合いをきちんとやれば、何とか落ちつくところに落ちつくんじゃないかと。かえって強硬論ばかり言っている人が、あんたちょっと言い過ぎよというふうにする人も、恐らくあのままだったら出てくる可能性があるのではないかと考えていますから、そこらあたりを住民を信じて、この仕事をやり遂げていただきたいなということだけお伝えをしておきます。

**五位堂駅**のことです。いろいろ書いてあるんですが、何か書きにくいんでしょうね、答弁書。これは香芝市のことだから広陵町が勝手に書けないということもあるんでしょうけれども。それで前に紹介しましたが、1日の乗降客が1万2,000人で、同じ方が行って帰ってくるということは、6,000の方が利用しておられる、県下で12番目の大きな駅でございます、県のほうでもこういう公益的な駅については、県が対策をとるということは、確か答弁でも出ておったと思います。それで言える範囲は限られていると思

いますが、どうなりますか。利用者から例えば意見のある人は何か意見を出してよとか、集まってよとか、そんな感じになるんでしょうか。それで香芝市が主催するのは、それでいいんですけども、たしか五位堂の駅は、メインのデベロッパーでございました公団が多額の寄附を行って駅を整備したといういきさつもあるものですから、私ら広陵町の住民は香芝市の駅を利用させてもらっているというなんて感覚はありませんで、私らの駅だと、こういう感じになっておりますので、しかるべき自分自身の問題として意見を言いたいという方が多いわけですね。そのやっぱり受け皿は、何とか香芝市と協議をしていただいて、せっかく連携している仲よしの香芝市でございますから、ぜひその場をつくっていただきたいと思いますが、できますか。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えをさせていただきます。

まず、答弁にもございましたように、何を申しまして香芝市道でございますので、やはりそちらの香芝市のほうで今現在、地元の方々も交えての調整を行っておられる最中でございますので、やはりここは広陵町といたしましては、そういった関係もございまして、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

もう1点、そういった利用者の方の受け皿的な考え方でございますけれども、香芝市のほうに私ども伺っている内容といたしましては、答弁にもございましたように、駅周辺の事業者等のマイカー利用がバスの公共交通機関に支障を来しているという認識でございます。これは公共交通が優先の原則でございますので、そういった考えを持っておられるのは、これは当然でございますので、そういった観点で協力できるところは、私どもとしても協力して住民の方々に呼びかけてまいりたいというところで、今のところは話をさせていただきます。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） そして実際、最近様子が変わってきたのは、奈良交通のバスのドライバーさんが、ブザー、警笛ですね、激しく鳴らしますし、それからときには、アナウンスしますね、どいてください、そこはあなたのとめる場所ではありませんとやるわけですよ。前はそんなことなかったんですよ。それからおもしろいことに、すぐ横に交番があるでしょう。警察官が指導に入ったのは1回も見ることがない。これはよくわかりません。住民間でトラブルになるようになるのかなと心配しているのかもしれませんが、これはよくわかりません。ずうたいが大きい駅ですから、慎重に対応してもらわんといけませんけれども、みんなが心配しているし、それからみんながちょっとずつ違反をして、雨の日だからいいよねとか、バス停まで送ってよお父さんとか言ってね、みんながちょっとずつ悪さして、それで悪くなっていると、こういう駅でございますので、モラルだけでは解決しないという、ある程度の基準は示す必要があると。バス停のとまるところは、緑色で色が塗っているんですけどもね、あそこに入ったらだめだとかいうようなこともあるんですけども、ちょっと神経を使いますけれども、奥田部長の奮闘に期待をし

ておきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、4番目、教員の長時間労働について。

これ、名前を挙げて申しわけないですけども、事実だから言いますけれども、真美ヶ丘第二小学校の学校長で、吉村孔一先生おられるでしょ。朝、7時45分ぐらいからあそこの交差点に立って安全指導をやっているんですよ。僕は最初、熱心な先生でいい先生に来てもらったなと喜んでいたんですけども、ところが任意でやっている話ではないなと、これは公務でやっているなと。公務でやっておったら、自分の労働時間をどない管理しているのかなというので、思い切って本人に聞いてみましたら絶句してました。返す言葉がない。ああいうことを学校長にやれと言って、教育長、あなた命令したんですよ。

○議長（笹井由明君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 済みません、そういうことは全く言っていません。私も実際、これまでの学校の校長のときは、ずっと7時半ぐらいから校門に立って、子供たちを迎えて、おはようございますというようなことと言っております。決して、これはあくまでも校長として子供たちをやっぴり朝、一番子供たちを登校のときに見ていくというのがやっぴり大事な仕事やということで、それぞれは校長先生方の思いの中でそういう形でしていただいているということなので、私は一切そういった命令はしておりません。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 口に出していないけれども体が物を言うという場合があるんですけど。あれ、吉村校長の姿を見て、部下の先生どない思いますか。えらいこっちゃ、教員たるもの、朝早くから仕事せなあかんねんと、これが模範やわとって、それを見習うんと違いますか。その部下の先生方の管理を学校長はやれと、学校長は自分の労働時間も自分で管理せなあきませんわな。それから残業手当を計算しませんから、だから時間管理をしろと言ったって、ちょっと不行き届きがあるんじゃないかと思うんですけども、そういうことはありませんか。全員がきょうは何時から、あの先生はきょうは何時から何時まで、この先生は何時から何時まできちんと出せるのかどうか、学校長がそこまでやっていたら、そんなんほかの仕事はできませんと思うんですけどもどうですか。実際の管理は、誰がやっているんですか、学校長がやっているんですか、教頭がやっているんですか、誰がやっているんですか。

○議長（笹井由明君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 実際の管理につきましては、やっぱり校長がしています。私も校長会のほうでもとりあえず先生方の時間管理はどうしているかということで、まずはちゃんと確認してほしいという話をさせてもらいました。自己管理をさせていただいている先生もおられますけれども、基本的には、校長先生が目視をして記録をさせていただいている状況があります。この先生方のいわゆる時間管理につきましては、来年ぐらいに奈良県のほうでも統合の公務支援システムというのを導入される状況がありまして、そういう中でいわゆるパソコンとかによつての立ち上げた段階で、その辺勤務というか、出勤したこと

はわかりますし、パソコンの電源を切った段階で退勤という形になりますので、その辺も含めての先生方のいわゆる勤務時間の管理という分については、そういった方向でというふうには考えております。とにかく先生方にとっては、かなり勤務時間が長いということがあって、働き方改革ということで、私も毎回毎回校長会では、できるだけ短くするようということに話をさせていただいています。

以上です。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 研究指定校のことも書いてあるんですけども、これ学校長だったら、学校長でない方に学校長のことを聞くのは変ですけども、これ幾つ受けるか、頭悩みませんか。ことし今年一気に5教科があったと、ええ、もつかなと。これ通常の業務の上に研究指定校の対応をするようになるから、ほか勤弁してくれないわけですよ。だから、早く帰れと文部科学省が言っているとか、学校長から言っているとか、教育長が言っているといっても、そんなん何を言っているのよと。私らに与えてくれた仕事が量と質が誰がコントロールしているんやと。学校長が管理してくれるんだったら、できませんよと、やりとりせなあかんわけですよ。それを実際には、現場の先生に押しつけておいて、早く帰れと言うだけではちが明かんということですよ。だから、研究指定校だったら、今、7つの小学校、中学校、学校がありますけれども、これ広陵町で一体幾つ研究指定校を持っているんですか、ちょっと聞いてみます。

○議長（笹井由明君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 済みません、今年度につきましては、研究指定はしておりません。ここ二、三年の間の中では研究指定はされていない。ただ、その前には、真美ヶ丘第一小学校のほうでは、全国の国語教育研究会ということで指定を受けてしてございましたが、ここ数年はそういった研究指定は受けておりませんので、そういう意味では、先生方は若干早く帰れるようになっているのかなというふうに思っております。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） たまにはそういうことがあってもいいんだろうと思いますが、誰がコントロールするのか、はっきりしてもらわないといかんという話だろうと思います。

夏休みが短縮された件は、ここに書いたような心配を私はしております。やりくりができるから大丈夫だというふうに言いますが、暑くて暑くてたまらんといって、八尾のおっちゃん何とかしてと言って、近所の小学生が言ったんですけども、よし、おっちゃんクーラーつけるように頑張ろうと言って、ついたはいいけど、夏休みが短くなったとこの間怒られまして、えらいこっちゃということになりましたけれども、少し涼しくなったんだから勉強しろと言っておきましたけれども、そこらあたり子供にもちょっとこの話は理解してもらわんといかん。夏休みというのは、気温が高過ぎて勉強の環境としては不向きだから夏休みをとっているんだということをちゃんと子供にもわかるように言っておいってください。そうしないと、また私のところに抗議が来るから耐えられなくなるので、困

りますので、そのあたりどうぞ、関係者の合意の中には子供も入れてください。ぜひお願いします。

**公民館の建てかえ問題**に関して、こういう質問をしております。要望書を出された方が1万人おられるということで、その後どうなりましたかと、私のところにも問い合わせがありますが、次年度、平成30年度に、よく相談をするということで、町長がやり直すようだという趣旨の話をしていたんですが、どうも単純にそうではなさそうだというふうに思いました。この文章では、請願に対する回答文がありまして、ここにはこういう文言があります。広陵町公共施設等総合管理計画の計画実現に向けた検討組織として位置づけられた云々の委員会とこうあるんですね。だから計画は予定どおりやる体制になってますよと。けども、再検討、見直しが必要なんだと、こういう答弁になっているわけです。対外的に出す文書ですから、ちょっと書きづらかったのかもしれませんが、住民が恐らく思っているのは、よく意見を聞いてほしいと。私は、吟詩会に入っていて、公民館で練習をしていますけれども、参加しておられる方が広陵町はええところやと。よその話を聞いていたら1回100円とか、200円とか金を払えというふうに言われるところが多いけれども、無償で使わせてもらっているのは本当にありがたい話やと、だからみんなで施設も大事に使おうやないかと、こういう非常に常識的な反応というか、意見を言われる方が本当に多いわけです。私自身もそのように感じているわけです。だから大切な施設でございますので、そのように使わなあかんということと同時に、いろいろ事情があって、お金のところで、工面ができなくて、何らかの対応を、新たな対応をせざるを得ないときには、十分に関係者にそのことが周知をされて了解がなかったら、その話は前へ進みませんよと。よく学校で統廃合などというのがありますけれども、**今、話題になっているのは、県立高校をまた減らそうというやつですね。あれの根本は何かと調べてみたんですが、総務省が言っている、これですよ。公共施設の統合計画、その県立高校版です**って。だから15の春は泣かせないと、昔よく言われましたけれども、そういうことがあちこちに影響しているわけで、関係者の合意もないのに県はやろうとしているとか、けしからん話だと僕は思っていますけれども、こういうことなんかでも、学校現場にまた残業の原因になるんですね、こんなことになったら、進路指導をやらなきゃいけないからね。そんなようなことになるわけですから、事は重大でございます。だから、町長や町役場の職員の皆様がお仕事をするとき、あくまでそれは住民の合意があって、了解に達しているということが前提であれば、余り余計な仕事はしなくても済むと。だけど対応が下手くそで、一切やったらだめだというような強硬論も出てくるようなことではと、余計にエネルギーを使わなならんという、ここの関係だと思っんですね。要望書を書かれた1万人の方に、町長一つここで議会でアピールをしてください。こういうことですよということを一言で簡単に言ってもらえませんか。今からどうしますということ、この計画を前提にしてやりますというふうに言うのか、いや、一旦凍結しますと。一旦ちょっと棚に上げておきますと、やり直しますねんと、済みませんと、ちょっとやっってください。

○議長（笹井由明君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの求めておられるとおりにしゃべるわけにはいかないというふうに思っております。やはり公共施設総合管理計画というのは、手続を踏んで定めたものでございます。ただ確定しているというものではなしに、これから住民の皆さんの意見もしっかり聞いて、広陵町が進むべき方向を定めていこうと、これは町長1人で決められるものではございませんので、町民の皆さんとしっかり協議をする、また議会とも相談をする、財政状況もしっかりつまびらかにした上で、いろいろな角度から検討をするということをしていこうというふうに思います。

それと公共施設はやはり大事な施設でございますので、できるだけ長く大切に使うということもやはり心がけるべきだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（笹井由明君） 13番、八尾君！

○13番（八尾春雄君） 全面的に受け入れるわけにはいきませんが、思いだと思いますので、受けとめたいと思います。

最後に真美ヶ丘池の整備についてでございます。これは県が管理している河川の一つですから、以前は年2回伐採とか剪定をしておったものが県の予算が足りないということで年1回になった影響がこういう形で出ているものだと思います。町のこの答弁では、県の施設なんだから、あくまで県に対して買ってほしいと、適正な管理をしてほしいということで引き続き頑張るんだと、こういうことだから少なくとも馬見北3丁目の自治会に対して、説明されたんだと思いますけれども、この件については、県がきちんと責任を果たしてもらおうということが大事だと思うのでその点を努力をすると、頑張るということをお願いだけできませんか。うちのせがれが北3丁目の班長をやっているし、お父さん何とかしてもらいたいという生活相談を承ったわけでありまして、町長、どんなふうにやられるのか、ちょっとこの後、北3丁目だけ少なくとも何とか対応してもらわないと困りませ、ほったらかしはあきませんで。

○議長（笹井由明君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 住民懇談会も北3丁目がなかなかできなくて、やっと開催をしていただきまして、そのときにお会いして御挨拶をいただきました。この池の問題については、県に常々管理をしっかりしてほしいということを申し上げております。また、調整池としての利用以外に、もっと地域で活用する方法はないのか。フェンスが外に張りめぐらされておりますので、これを池ののり面にして、広場を使うというほうも考えられると思いますので、遊水地と地域の憩いの場になるようにできたらなと思います。ただ、県の管理ですので、しっかり管理をしていただくお願いをすることによって、北3丁目にはそのことをしっかりお伝えしたいと思います。

○13番（八尾春雄君） 終わります。

○議長（笹井由明君） 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。

<18968字>